

社会福祉法人同仁会組織及び管理規則新旧対照表(案)

現 行		改 正 後	
社会福祉法人同仁会組織及び管理規則		社会福祉法人同仁会組織及び管理規則	
第7条 施設等の必要に応じて次に掲げる役職を置くことができる。		第7条 施設等の必要に応じて次に掲げる役職を置くことができる。	
役 職	職 務 内 容	役 職	職 務 内 容
副施設長	施設長を補佐し、施設長が不在のときは代理するとともに、特に理事長から指示された業務を行う。	副施設長	施設長を補佐し、施設長が不在のときは代理するとともに、特に理事長から指示された業務を行う。
総括主任	主任の職務を果たすとともに、施設間等の連絡調整を行う。	総括主任	主任の職務を果たすとともに、施設間等の連絡調整を行う。
主 任	利用者サービス提供業務を統括する。	主 任	利用者サービス提供業務を統括する。
副 主 任	主任を補佐する。	副 主 任	主任を補佐する。
グループ長	担当グループを統括する。	グループ長	担当グループを統括する。
副グループ長	グループ長を補佐する。	副グループ長	グループ長を補佐する。
被虐待児個別対応職員	虐待等により個別の対応が必要な児童への支援を行う。	個別対応職員	虐待等により個別の対応が必要な児童への支援を行う。
家庭支援専門相談員	早期の家庭復帰のために家庭との調整を行う。	家庭支援専門相談員	早期の家庭復帰のために家庭との調整を行う。
里親支援専門相談員	定期的な家庭訪問を行うなど施設機能を活かした里親支援を行う。	里親支援専門相談員	定期的な家庭訪問を行うなど施設機能を活かした里親支援を行う。
リスクマネージャー	事故等の防止計画を策定するとともに、事故の処理にあたる。	リスクマネージャー	事故等の防止計画を策定するとともに、事故の処理にあたる。
基幹的職員	自立支援計画の作成一進行管理、職員の指導等を行う。	基幹的職員	自立支援計画の作成一進行管理、職員の指導等を行う。
		付 則	
		この規則は、平成29年11月18日から施行する。	